

令和5年度（2023）第3回出雲市障がい者施策推進協議会会議録（要旨）

1. 開会	本協議会を公開で開催
2. 健康福祉部長 あいさつ	省略
3. 副会長あいさつ	省略
4. 議 事	（1）第7期出雲市障がい福祉計画及び第3期出雲市障がい児福祉計画の策定について【資料1】～【資料4】
事務局	（事務局説明）
副会長	事前送付された資料をご覧いただいたと思う。 質問あるか。
A委員	資料2 ICT機器等を使用するの体制整備のみと受け取られるのではないか。 災害が起きそうな時に、人は慌てるものでなので、普段から使えるような状態にしておかないと、災害時にはさらに使えなくなるのではないかという危惧がある。 この点について追加記載をしていただきたい。
事務局	どういった機器を使ってどのように伝達していくかということも含めて、その機器を使っての情報伝達がうまく行くように、周知も含めた事前の準備と行っていきたいと考えます。文言の整理については、検討して、内容を修正します。
副会長	よろしいでしょうか。
B委員	資料4 各種相談実績について、相談支援事業の一覧は、市役所の本庁や各行政センターといった窓口での相談かということや、精神障がい、身体障がい、知的障がいの全ての障がい種別相談を網羅しているものか、説明をしていただきたい。
副会長	事務局いかがか。
事務局	ご質問の件につきましては、この件数は、各相談支援事業所、委託相談支援事業所、市役所の本庁各行政センターで相談対応したものです。 また、障がい区分も、身体、知的、精神を合算した件数です。
B委員	そのことを記載していただきたい。
事務局	詳細を記載いたします。
副会長	ほかにあるか。
C委員	資料4について、令和2年度から4年度の相談実績の件数が、少しずつ減っているということだが、背景や理由がもしわかれば教えていただきたい。

事務局	相談件数の減について、2年度、3年度、4年度と少しずつ減少しています。一概に、これが低かったということはないのですが、大きな理由として、コロナがあった関係で、サービス利用も減少し、それに伴いサービス利用に関する相談が減っているということが一つあります。また、皆さんが社会参加を少し控えていらっしやったということもあり、それに伴った相談が減ってきております。そういったことが理由ではないかと分析をしています。
副会長	コロナの影響が大きいということですね。
D委員	資料1の10番にある医療的ケア児について、資料2の62ページの書き方について述べる。説明にあった通り、医療的ケア児の支援では、市以外にも、保健所の医療的ケアを必要とする方への検討会や、県の医療ケア児支援センターとの連携あるいはコーディネーターの養成研修を修了した人たちの活躍等が今後はある。 この計画は、市の協議会、専門部会、サービス調整会議で行うことに限定して記載するという事になっているが、下線で示された修正箇所「医療的ケア児に必要な支援の円滑な利用調整のため、支援のための協議の場等に参画して多分野にまたがる支援の調整役となる人材を養成します。」となっている箇所の「多分野にまたがる」という語の使い方について意見を述べる。 資料1の10番の表の左側「委員からのご意見等」にある「相談支援専門員、保健師、訪問看護師等」が、「多分野にまたがる支援の調整役」にあたるかと考えている。 多分野にまたがるというと医療的ケア児以外の子どもさんの支援も混在しているように取れるので、「他の関係する機関との調整」という方がわかりやすいのではないかと思いますのでご検討いただきたい。
副会長	事務局いかがか。
事務局	検討し、必要であれば修正します。
副会長	他にいかがか。
E委員	先ほどの質問に関連して考えたことだが、多分野というのは一体何を指すのか基本的にわからないのかもしれないと思った。医療的ケア児が関係する多分野、関係機関とは、福祉関係だけではなく医療や教育もすべて含まれると思うので、具体的に記載してもらったほうが良いと思う。 また子どもさんの年代のことですが、高等部を卒業するまで12年の間、非常に大きな変化がある年齢で、大事な時間なので、どなたが関わってくれるのかが、わかったほうが良い。 また、県にもその協議の場があるが、市でもそういった業務があるのか、または作られるのか教えて欲しい。
副会長	事務局、いかがか。
事務局	医療的ケア児の支援に関連する分野について、保健、医療、障がい福祉等の関連分野の関係機関等を明確にし、また、それらの関係機関がすべて一緒になって支援の協議を行うという意味で記載をしているところです。

	<p>「多分野」という一言では、わかりにくい部分もあったと思いますので、わかりやすい表記を検討いたします。</p> <p>そしてこのような協議の場というのは、医療的ケア児、ケアが必要な方の支援についての協議の場ですので、障がい福祉サービスも含めて、こういった支援が必要で、どれを利用されるか、また利用のための調整を行う支援の場という意味で記載しています。</p> <p>「支援のための協議の場」という文言だけでは少しわかりにくいということであれば、ここの表記についても、もう少し具体的に記載したいと考えます。</p>
副会長	県などの行政の協議の場ではなく個別の支援の場というとらえ方ですね。
B 委員	資料4の相談支援事業は、全部、三障がいを網羅していると言われたが、障がい別に数を出してもらおうと、こういうことで相談の人が多いというようなこともわかるので、できたら障がい別の資料を作っていただくとわかりやすいと思う。もう1点は、非常に今、不登校の方が増えているということで、ある医療機関では2か月以上待たないと相談に乗ってもらえないという実態を聞いた。そういうお子さんの相談に乗ったりした経験がありますが、そういう不登校の子どもは、この資料の中には何にも現れてないことについて、市の考えをお聞きしたい。
副会長	不登校のお子さんについてですね。
B 委員	障がい、グレーゾーンという感じになるかと思いますが。
副会長	事務局、お願いします。
事務局	初めの、障がい別の相談件数につきましては、申し訳ございませんが、データを持ち合わせておりませんので、今回、障がい別で記載することはできません。これは次期計画期間中において、相談内容について細かく分析を行っていきたいと思っています。
	不登校については、福祉サイドだけではなく実態把握ができていないところがあります。F委員から何かあればお願いします。
F 委員	不登校の子どもさんについて、保護者の方が医療機関へ相談される際、なかなか相談先の医療機関が少ないということで、特定の医療機関に集中し、予約がすぐにとれないという状況があることも聞いています。そういったことに対する支援を教育委員会としても考えなくてはいけないと思っていますが、不登校には様々な要因があり、なかなか特定はできないということがあります。結果的に障がいに関わることも多いとは思いますが、不登校対策、不登校の子どもさんの支援というのは、分野的にどういった分け方が適切なのかも含め、今回の障がい者福祉計画の中では、関わり方や数などの記載は難しいのではと感じています。
副会長	よろしいでしょうか。
事務局	計画の中では、63ページの「(5) 保育・教育・就労支援等の関係機関と連携した支援」の中で、不登校の方の支援に限定ではないですが、障がい福祉サービスの放課後等デイサービスで、不登校の状況にある児童が、放課後等デイサービス事業所であれば出かけることができるといった話も聞いております。少しで

	<p>もその障がい福祉サービスを利用されることによって、社会との繋がりや、そういったことがきっかけになればよいと考えております。F委員のおっしゃるとおり、障がいが要因での不登校というばかりではありませんので、不登校支援を行った上で、きちんとそここのところは確認しながら、福祉サービスの提供を慎重に行っていないといけないと思います。福祉サービスが必要な方については、必要な適正なサービスを提供していく必要があると考えてます。</p> <p>副会長 それでは、本日の修正意見については、事務局で、検討、修正をお願いします。第1回協議会で説明があったスケジュールに従いこの後の修正を最終案とすることよろしいか。 ご承認いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> <p>副会長 全委員に挙手をいただいた。 それでは今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いします。</p> <p>事務局 (レジュメにより説明)</p> <p>副会長 その他、全体を通してご意見や情報提供があるか。 無いようですので、これで議事を終了させていただき、進行を事務局へお返しする。</p> <p>事務局 副会長、ありがとうございました。 おかげさまで、皆様からたくさんのご意見をいただくことができました。この後、事務局で検討し、案を修正し、会長副会長のご確認をいただいて、修正案ということでまとめて参ります。 今年度の最終となる第4回協議会につきまして、改めてご案内いたしますので、よろしくをお願いいたします。 以上で、第3回出雲市障がい者施策推進協議会を閉会します。委員の皆様、ありがとうございました。</p>
--	--